防衛省共済組合及び防衛省共済組合職員の概要

共済組合の概要

防衛省共済組合は、防衛省職員やその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、防衛省職員等の相互救済の事業を行うことを目的として、国家公務員共済組合法の規定に基づき設けられているものです。

防衛省共済組合職員は、防衛省共済組合に使用される者で、防衛省共済組合本部及び全国の自衛隊駐屯地等内に置かれた支部に在籍しています。

採用後の主な仕事

防衛省共済組合は、次に掲げる事業を行っており、採用されると、各事業に関する一般事務（庶務、文書、統計、窓口業務等）及び経理事務（予算、決算、調達、資産管理等）に従事することになります。

◇　給付事業

組合員（防衛省職員及び共済組合職員等）及びその家族の病気、負傷、出産、休業等の不測の出費に対する短期給付事業、また、組合員の退職、障害、死亡等の場合における長期給付事業を行っています。

◇　福祉事業

組合員の福祉の増進を図るため、次の福祉事業を行っています。

◎　組合員の健康の保持増進のための事業及び各種厚生施設、宿泊施設の管理運営
◎　組合が所有管理する住宅・独身寮等の管理運営
◎　組合員の貯金、団体生命保険等の取扱い
◎　組合員に対する住宅取得に必要な資金貸付、その他臨時の支出に対する貸付
◎　組合員への生活必需物資の販売及び飲食物の提供
◎　診療所の管理運営

採用後の身分

防衛省共済組合職員として採用されます。給与その他の処遇は、国家公務員である防衛省職員に準じて取り扱われます。

◇　給　与（防衛省職員のうち、自衛官以外の職員と同様の俸給表を適用します。）

経験、学歴によって異なりますが、初任給（地域手当含む）は次のとおりです。

＊　２７８，４００円（大学卒　行（一）１－２５（相当）令和８年４月１日現在）
　　２９０，４００円（大学院卒　行（一）１－３３（相当）令和８年４月１日現在）
＊　昇給　年１回

◇　諸手当

＊　扶養手当　扶養親族たる子　月額１３，０００円　等
＊　住居手当　借家居住者等に、月額最高２８，０００円

＊　通勤手当　交通機関等利用者に、１ヶ月当たり最高１５０，０００円
＊　期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）　１年間に俸給などの４．６５か月分
＊　その他の手当　超過勤務手当等

◇　採用地
防衛省共済組合本部及び本省支部

◇　勤務地
東京都新宿区

◇　勤務時間及び休暇
勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みで　完全週休２日制を実施しています。
休暇は、年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合、採用の年は１５日。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）、介護休暇があります。

◇　育児休業
職員の子どもが、満３歳になるまでの間、休業することができます。休業中の間、雇用保険法に基づく育児休業給付金が支給されます。

◇　研　　修
職務に必要な知識及び技術を習得する研修や将来の中堅幹部となるべき者を養成するために行う研修等があります。

◇　健康管理
職員には定期的に健康診断が行われています。

◇　その他
社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険に加入することになります。その他福利厚生サービスは、防衛省職員と同等の制度を利用することができます。